

# 社会福祉法人開成町社会福祉協議会

## 顕彰規程

### (趣旨)

**第 1 条** この規程は、社会福祉に功勞のあつた者及び社会福祉活動に協力援助した者に対する顕彰に関し、必要な事項を定める。

### (顕彰の定義)

**第 2 条** この規程でいう顕彰とは、表彰及び感謝をいう。

### (表彰の対象)

**第 3 条** 表彰は、次の各号の一に該当する者のうち、功績顕著な者に対して行う。

- (1) 福祉分野のボランティア活動を永年率先して行っている者または団体
- (2) 福祉関係団体の代表者等
- (3) その他会長が特に必要と認めた者

### (感謝の対象)

**第 4 条** 感謝は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 本会並びに社会福祉の進展に大きく寄与した者または団体
- (2) その他会長が特に必要と認めた者

### (推薦の方法)

**第 5 条** 顕彰候補者の推薦は、関係団体の代表者及び会長が行う。

### (顕彰者の決定)

**第 6 条** 顕彰者の決定は、理事会において顕彰候補者を審査のうえ行う。

### (顕彰の時期)

**第 7 条** 顕彰は、原則として福祉大会等において行う。

### (顕彰の方法)

**第 8 条** 顕彰は、表彰状若しくは感謝状及び記念品を贈り行う。

### (委任)

**第 9 条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 15 年 5 月 26 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

# 社会福祉法人開成町社会福祉協議会

## 顕彰規程施行細則

### (趣旨)

**第1条** この細則は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会（以下「本会」という。）顕彰規程（以下「規程」という。）第9条に基づき、表彰及び感謝の選考基準等について必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の対象)

**第2条** 規程第3条第1項第1号に規定する「福祉分野のボランティア活動を永年率先して行っている者または団体」への表彰は、9月1日を基準として、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 自治会福祉部または福祉団体等で10年以上の多年にわたり率先して福祉分野のボランティア活動を継続している者または団体
- (2) 団体等に属さず、個人で5年以上の多年にわたり率先して福祉分野のボランティア活動（草の根の福祉活動等）を継続している者
- (3) その他会長が特に必要と認めたる者

**2** 同条同項第2号に規定する「福祉関係団体の代表者等」への表彰は、9月1日を基準として、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 開成町民生委員児童委員協議会々長として3年以上在職し退職した者
- (2) 開成町老人クラブ連合会々長として2年以上在職し退職した者
- (3) 開成町身体障害者福祉協会々長として2年以上在職し退職した者
- (4) 開成町心身障害児者と家族の会かかるとして2年以上在職し退職した者
- (5) 開成町母子寡婦福祉会つくしの会々長として2年以上在職し退職した者
- (6) 開成町ボランティア連絡会々長として2年以上在職し退職した者
- (7) 開成町自治会長連絡協議会々長として2年以上在職し退職した者

**3** 同条同項第1号及び第2号において、既に表彰を受けた者は除くものとする。

### (感謝の対象)

**第3条** 規程第4条第1項第1号に規定する「本会並びに社会福祉の進展に大きく寄与した者または団体」への感謝は、9月1日を基準として、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 本会の役員（理事・監事）として4年以上在職し退職した者
- (2) 開成町民生委員児童委員として6年以上在職し退職した者
- (3) 本会に対して、個人で5万円以上寄付した者
- (4) 本会に対して、法人・団体で10万円以上寄付した者
- (5) 本会に対して、多年にわたり寄付を行い、その累積金額が個人で5万円以上、法人・団体で10万円以上となる者

### (委任)

**第4条** この細則により難い事情が生じたとき、又はこの細則の定めのない事項については、理事会の意見を聞いて会長が定める。

### 附 則

- 1 この細則は、平成5年1月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成7年2月6日から施行する。
- 3 この細則は、平成13年10月12日から施行する。
- 4 この細則は、平成15年5月26日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 5 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 7 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 8 この細則は、平成25年4月1日から施行する。